

5. 公的研究費、臨床研究費の不正使用に係る調査等に関する規程

(趣旨)

第1条 この要綱は、NPO 法人病院前救護と健康管理研究会（以下「NPO 法人」という。）における公的研究費の運営・管理に関する規程（以下「運営管理規程」という。）第11条に基づき、公的研究費、臨床研究費の不正使用に係る調査等に関して必要な事項を定めるものとする。

(調査の要否の報告)

第2条 最高管理責任者は、公的研究費、臨床研究費の不正使用に関する通報又は告発（以下「通報」という。）を受付けた日から30日以内に通報等の内容の合理性を確認し、調査の要否を決定するとともに、厚生労働省等関係機関に報告するものとする。

2 最高管理責任者は、調査を行う決定をしたときはその旨を、調査を行わない決定をしたときはその旨及び理由を通報した者に通知するものとする。

3 最高管理責任者は、調査に際し、調査方針、調査対象及び調査方法等について、関係機関に報告及び協議しなければならない。

(使用停止)

第3条 最高管理責任者は、前条により調査を行う決定をしたときは、必要に応じて、通報された者等調査対象者（以下「調査対象者」という。）に対し、公的研究費、臨床研究費の使用停止を命じることができる。

(調査委員会)

第4条 運営管理規程第8条に定める調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 最高管理責任者が指名する NPO 法人理事
- (2) 事務局長
- (3) 弁護士又は公認会計士
- (4) その他最高管理責任者が必要と認める者

2 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

3 外部の委員は、NPO 法人、通報した者及び通報された者と直接利害関係を有しない者でなければならない。

4 調査委員会の庶務は、事務局が行う。

(調査の実施)

- 第5条** 調査委員会は、不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者、その関与の程度及び不正使用の相当額について調査し、認定する。
- 2** 調査委員会は、調査対象者等関係者に対して、関係資料の提出、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。
- 3** 調査対象者等関係者は、前項の求めに対して、正当な理由がある場合を除き誠実に応じなければならない。

(調査結果の報告)

- 第6条** 調査委員会の委員長は、調査が終了したときは、前条第1項の調査結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 2** 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、調査対象者に対して調査結果を通知する。

(厚生労働省への報告等)

- 第7条** 最高管理責任者は、通報等を受付けた日から210日以内に、調査結果、不正使用の発生要因、及び再発防止対策その他必要な事項を関係機関に報告しなければならない。
- 2** 最高管理責任者は、第1項に定める期限までに調査委員会の調査が終了しないときは、調査の中間報告を関係機関に報告するものとする。
- 2** 最高管理責任者は、調査委員会の調査の過程において、不正使用の事実が一部でも認定されたときは、速やかに関係機関に報告するものとする。
- 3** 最高管理責任者は、厚生労働省、総務省消防庁等の関係機関の求めに応じて、調査の進捗状況等を報告するものとする。また、調査委員会の調査に支障がある等正当な理由がある場合を除き、調査資料の提出又は閲覧、現地における調査に応じるものとする。

(異議申立て)

- 第8条** 調査対象者は、第6条第2項の通知を受けた日から14日以内に最高管理責任者に異議申立てすることができる。
- 2** 最高管理責任者は、異議申立ての趣旨及び理由等を勘案し、再調査の可否を決定するものとする。この場合において、最高管理責任者は調査委員会の意見を聞くことができる。
- 3** 最高管理責任者は、再調査を行う決定をしたときはその旨を、再調査を行わない決定をしたときはその旨及び理由を異議申立てした者に通知するものとする。

(再調査)

第9条 最高管理責任者は、再調査が必要と決定したときは、調査委員会に再調査を指示するものとする。この場合において、最高管理責任者は、必要に応じて調査委員会の委員の交代、追加等の変更を行うことができる。

2 調査委員会は、速やかに再調査を行わなければならない。

3 第2条第2項及び第3項、第4条から第7条までの規定は、再調査において準用する。

(調査結果の公表)

第10条 最高管理責任者は、不正使用を認定したときは、速やかに不正使用に関与した者の氏名・所属、不正使用の内容、NPO 法人が実施した措置及び調査の方法等を含めた調査結果を公表するものとする。

2 最高管理責任者は、合理的な理由がある場合は、不正使用に関与した者の氏名・所属等を非公表にすることができる。

3 その他調査結果の公表の手続きは、北九州市における報道発表の手続きに準じて行う。

付 則

この規定は、令和5年9月1日から施行する。